平成２１年（フ）第９９８７号
大阪府東大阪市北石切町17番30号　サンビレッジＡ―101
破産者　不破　知子
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２６号
大阪府箕面市桜３丁目４番17号
破産者　六田　由美
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３５号
大阪市西区立売堀６丁目６番６―1311号
破産者　中嶋由美子
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４９号
大阪府八尾市志紀町２丁目97番地の２
破産者　渡邉　　綾
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７３号
大阪府門真市栄町12番２号
破産者　橋本　光由
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７０１号
大阪市東淀川区井高野４丁目７番99号
破産者　佐藤勇一郎
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８５号
兵庫県尼崎市南城内24番地の４
破産者　喜多川　貢
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８６号
兵庫県尼崎市南城内24番地の４
破産者　喜多川聖美
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８０３号
大阪府池田市緑丘２丁目４番113―608号
破産者　中村　良二
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４号
大阪府藤井寺市藤井寺４丁目13番39号　木村弘子方、開始決定時大阪府羽曳野市はびきの３丁目５番10号
破産者　木村建装こと　木村　　仁
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
大阪府大阪狭山市池尻北１丁目12―３、住民票上の住所大阪府藤井寺市梅が園町５番12号
破産者　北野巳之一
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
堺市西区草部1800番地　４棟502号
破産者　奥中　優光
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
堺市北区大豆塚町２丁17番地１　レザビハイツ１Ｆ112号、前住所堺市北区大豆塚町１丁29番地17　エステート大豆塚Ⅲ102号
破産者　森本　玲美（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５５号
広島市安佐北区可部７丁目17番19―３号
破産者　谷村　和則
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８号
愛媛県今治市大西町宮脇甲1118番地、旧住所愛媛県越智郡大西町大字紺原甲1283番地
破産者　阿部　純也
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第４２６号
青森市茶屋町30番14号　メゾンコスモス201号、開始決定時の住所青森市勝田２丁目13番８―105号
破産者　村山　史好
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６６８号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番６―805号
破産者　瀧川　知視
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１号
富山市水橋中村町334番地４、前住所富山市水橋舘町222番地19
破産者　堀井　栄作
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８７号
福井県鯖江市水落町３丁目16番８号
破産者　西方　則広
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
長野県飯田市駄科44番地１
破産者　林　　新次
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部